

## 乳幼児(子ども)医療費助成について

日頃は、健保事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当健保ではご家族様の医療費負担を軽減するため健康保険法で定められた療養の給付(【家族療養費】および【高額療養費】)に加え独自の付加給付【家族療養費付加金】を実施しております。一方、同様の趣旨で皆様がお住まいの地方公共団体(市区町村)にも乳幼児(子ども)の入院・通院(外来)に要する自己負担金について助成する【乳幼児(子ども)医療費助成制度】がございます。

そこで当健保では地方公共団体との重複助成が発生しないよう医療機関の窓口での自己負担が無い(もしくは一定額の負担のみの方)方は既に地方公共団体での医療費助成をされていますので付加給付を停止しております。

**市区町村の乳幼児(子ども)医療費助成を所得制限などの理由で、助成を受けられない場合はご連絡ください。**

**当健保より、【家族療養費】および【高額療養費】・付加給付【家族療養費付加金】を給付致します。**

なお、ご不明な点がございましたらご遠慮なく当健保までお問い合わせください。

【アクセントア健康保険組合】

TEL. 03-6380-1601 (平日 9:30-12:00、13:00-18:00)

E-mail. kenpo@accenture-kenpo.jp

以上